

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月○日、A組合（以下「組合」という。）に採用され、組合が運営するB所在のC給油所（以下「事業場」という。）において給油関係業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、事業場において給油客の運転する車と接触し負傷した。請求人はD病院に受診し、「頭部打撲、背部打撲、頸椎捻挫」と診断され療養を継続した。

請求人は、この負傷時に上司から加害者が顧客であるため、事故の取り下げと健康保険での治療を強要されたたことで、「急性心因反応」を発病したとして、監督署長に平成○年○月○日から同年○月○日までの間の療養補償給付並びに同年○月○日から同年○月○日及び同年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は、業務に起因することの明らかな疾病とは認められないとして、平成○年○月○日付けでこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたところ、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成17年労第372号事件）。

(2) その後、請求人は、E病院にて「適応障害」と診断され、平成○年○月○日以降の療養について、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記(1)の請求と同一の原因を理由とする請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたところ、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した(平成21年労第114号事件)。

(3) さらに、請求人は、F病院において「統合失調症の疑い」と診断され、平成○年○月○日の療養について、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記(1)の請求と同じ出来事を原因として請求がなされたものであり、新たな事実が確認されないことから、請求人に発病した精神障害は業務に起因することの明らかな疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたところ、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した(平成23年労第171号事件)。

(4) 今般、請求人は、平成○年○月○日頃からA組合の上司によるいじめ・嫌がらせを受けたことにより「急性心因反応」を発病したとして、G病院における平成○年○月○日の受診費用について、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、また、療養補償請求権は時効により消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、監督署長の調査によれば、平成23年労第171号事件に係る監督署長の処分について、請求人から地方裁判所に取消訴訟が提起されたが請求棄却、控訴も棄却となり、上告受理申立ても平成○年○月○日付けで不受理になったという。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否か、また、本件の療養補償給付請求について、時効により療養補償請求権が消滅したと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年頃から常態的に上司によるいじめ、嫌がらせを受け「急性心因反応」を発病したとして、平成○年○月○日の医療機関での療養の費用を監督署長に請求している。

(2) 精神障害の発病理由として、上司によるいじめ・嫌がらせが加わったものの、本件一件記録を改めて精査したところ、請求人は、平成○年○月○日、「統合失調症」を発病していると判断できる。この発病時期、疾病名からすると、本件は、当審査会が既に平成○年○月○日付け、平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けの各裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断した再審査請求と同種かつ同内容の請求であると判断できる。

(3) したがって、当審査会としても、請求人が提出した診断書等の資料を含む新たな主張を踏まえても、決定書理由に説示のとおり、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、療養補償請求権も既に時効により消滅しているものと判断する。

なお、G病院は、療養補償給付たる療養の費用請求書中の医師の証明欄において、平成○年○月○日に受診した際の傷病名を「急性心因反応」としているが、そのことは上記判断に影響を及ぼすものではない。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。